

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 503

前年度に納付した税金を取り戻す繰戻し還付とは？

Q 当社は、前年度は好業績を挙げ、多額の法人税を納めましたが、この反動で当年度は受注が激減し、前年度とは逆に大きな欠損となりました。こういった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられるのでしょうか？

解説

前年度に法人税を納付し、かつ翌期に欠損となった場合には、税法上、税金の還付を受けられます。これを、**欠損金額の繰戻し還付**といいます。

1. 適用要件

- ① **青色申告書**を提出する法人であること。
- ② 連続して「青色申告書である確定申告書」を提出していること。
- ③ **資本金額 1 億円以下の中小法人等**であること、または解散等の事実が生じていること
- ④ 欠損事業年度（今期）の青色申告書と同時に「**欠損金の繰戻しによる還付請求書**」を提出していること。

2. 還付金額

【算式】

$$\text{還付所得事業年度（前期以前）の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度（当期）の欠損金額※}}{\text{還付所得事業年度（前期以前）の所得金額}}$$

※分母の額が限度となります。

◇計算例◇

前期の法人税額	：	90万円	
前期の所得金額	：	400万円	⇒ 90万円×200万円/400万円=45万円
当期の欠損金額	：	200万円	

還付法人税額

3. 注意点

- ① 還付法人税額は、税務調査が行われた後に確定します。そのため、**還付請求をした場合、高確率で税務調査が行われます。** 場合によっては、還付自体が否認され、追徴課税を受ける可能性もあります、
- ② 還付法人税額は、会計上は利益ですが、**課税対象とはなりません。**

要するに…

欠損金の繰戻しによる還付請求を行うと、税務署長は、その請求の内容について、原則、税務調査を行います。還付請求をする場合、この点も考慮して、慎重に検討する必要があります。